

近江米 情報

発行 / 近江米振興協会

平成30年

6
月号

H30.5.5
東近江市内にて撮影

大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター内 編集責任者 小久保 泰
TEL(077)523-3920 FAX(077)523-5611 ★ホームページ <http://www.ohmimai.jp/> ★E-mail:shiga@ohmimai.jp

平成30年度 近江米振興協会通常総会を開催



5月24日、大津市の農業教育情報センターにおいて第50回近江米振興協会通常総会を開催しました。三日月会長(県知事)のあいさつの後、草津市農業振興協議会の岡田芳治事務局長を議長に選任し、平成29年度事業報告並びに収支決算報告、続いて平成30年度事業計画並びに予算(案)等について原案どおり承認され、任期満了に伴う役員を選任が行われました。

また、総会終了後の理事会において、理事の互選により新役員体制は下記のとおりとなりました。

平成30年度 近江米振興協会役員名簿

(任期：平成33年度通常総会まで)

役職名	氏名	現職	役職名	氏名	現職
会長	三日月大造	滋賀県知事	理事	廣部市太郎	全国共済農業協同組合連合会滋賀県本部 本部長
副会長	中川 清之	滋賀県農業協同組合中央会 会長	〃	越 直美	大津市近江米振興協会 会長(大津市長)
〃	山仲 善彰	滋賀県市長会 会長	〃	橋川 渉	草津市農業振興協議会(草津市長)
専務	石部 和美	滋賀県農業協同組合中央会 副会長	〃	山田嘉一郎	甲賀農業協同組合 代表理事組合長
理事	高橋滝治郎	滋賀県農政水産部 部長	〃	田中 秀樹	竜王町近江米振興部会 部会長
〃	田口 稔幸	滋賀県農業技術振興センター 所長	〃	三井 久雄	グリーン近江農業協同組合 経営役員会会長
〃	伊藤 定勉	滋賀県町村会 会長	〃	有村 国知	愛荘町近江米振興協会 会長(愛荘町長)
〃	田中 靖志	一般社団法人滋賀県農業会議 事務局長	〃	石部 和美	東びわこ農業協同組合 経営管理委員会会長
〃	山下 英利	滋賀県農業共済組合 組合長理事	〃	平尾 道雄	米原市近江米振興協会 会長(米原市長)
〃	小西 忠之	全国農業協同組合連合会滋賀県本部 県本部長	〃	福島 孝夫	北びわこ農業協同組合 経営管理委員会会長
〃	西橋 利三	滋賀県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長	〃	橋本 達範	今津町農業協同組合 代表理事組合長
監事	野田 敬治	滋賀県農業協同組合中央会 監事	監事	若井英太郎	滋賀県農業経営課 課長

(平成30年5月25日現在)



【水稲・病害虫】発生と防除

＝ 本田での防除の注意事項 ＝

滋賀県病害虫防除所

水稲の病害虫防除にあたって、主な病害虫の発生要因とその対策について、いま一度確認しましょう。なお、農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)の散布後1週間は、かけ流しや落水をせず、止水しましょう。また、降雨が予想される場合、農薬散布は控えましょう。

＜過去10年間の県内いもち病の発生状況について＞

平成26年の穂いもちの「やや多」を除き「少」～「平常並」となっています。いもち病の発生は、天候により影響されますが、適切な防除の実施により、被害を最小限にすることが大切になります。

	葉いもち	穂いもち		葉いもち	穂いもち
H29年	少	少	H24年	やや少	やや少
H28年	平常並	平常並	H23年	やや少	やや少
H27年	平常並	平常並	H22年	やや少	やや少
H26年	やや少	やや多	H21年	少	平常並
H25年	少	少	H20年	少	やや少

1. いもち病

① 葉いもち

置き苗で発生したいもち病が感染源になるので、置き苗は必ず早めに処分する。ほ場をよく見回り、葉いもちの発生を確認したら薬剤を散布する。特に上位葉の病斑は穂いもちの主要な伝染源となるので発生させないように注意する。多肥田や晩植田で発生しやすく、「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」、「秋の詩」および「滋賀羽二重糯」などの品種は発生しやすい。なお、いもち病の発生予測は「病害虫防除所ホームページ」内の「水稲いもち病発生予測BLASTAM(ブラスタム)」で確認できる。



② 穂いもち

穂ばらみ期～出穂期に防除し、葉いもちの発生が多い場合や出穂～開花期頃に降雨が続くなど、多発が予想される場合にはさらに穂揃期～乳熟期にも薬剤を散布する。粒剤を使用する場合は、出穂前に施用する。生育状況を把握し、防除適期を逸さないように注意する。なお、薬剤耐性菌の出現を防止するため、葉いもち防除を含め、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 紋枯病

気温が高く、雨が多い気象条件や過繁茂な生育状況は発生を助長する。病原菌はほ場で越冬するため、前年発生が多かったほ場では特に注意して株元を観察する。防除の目安は、極早生・早生品種では発生を認めた場合、中生・晩生品種では出穂20日前の発病株率が15～20%以上の場合である。粉剤または液剤で防除する場合は、株元までよくかかるように散布する。



3. 白葉枯病

前年に発生が多かったほ場や、浸冠水したほ場では発生しやすいので注意する。生育初期に多発しなければ収量への影響は少ないが、「キヌヒカリ」、「ゆめおうみ」および「玉栄」は発病しやすく、減収につながることもあるので、発病初期に薬剤を散布する。なお、穂いもちと同時防除できる薬剤がある。



4. ニカメイガ

第1世代幼虫による被害が多かったほ場では、第1世代発が最盛期から7日後(平坦部で、平常8月第1半旬頃)までに薬剤を散布する。ただし、粒剤で防除する場合は発が最盛期(平坦部で、7月第6半旬頃)に散布する。中生・晩生品種や晩植田は被害を受けやすいので発生状況に注意する。

5.セジロウンカ

海外からジェット気流に乗って飛来し、多発すると吸汁害により登熟不良などの被害が発生する。7月下旬までに著しく密度が高まった場合は薬剤を散布する。

6.トビイロウンカ

セジロウンカと同様に飛来し、多発すると吸汁害により坪枯れを引き起こす。中生・晩生品種や晩植田は被害を受けやすい。滋賀県では7月上旬までに飛来が認められると多発する危険性が高いため、今後の予察情報に注意する。



トビイロウンカによる坪枯れ

7.斑点米カメムシ類

アカスジカスミカメ、ホソハリカメムシ、トゲシラホシカメムシおよびクモヘリカメムシの4種が主要種である。これらは畦畔や雑草地などのイネ科雑草で増殖し、イネ出穂後に水田に侵入して穂を吸汁加害して斑点米を作る。主な防除対策を次に示す。

- (1) 水田内のヒエなどのイネ科雑草に斑点米カメムシ類が集まるので、イネ科雑草の穂が出る頃(7月上旬)までに抜き取る。
- (2) イネ出穂期前後に畦畔などのイネ科雑草が出穂しないように管理する。そのため、イネ出穂期の2～3週間前と出穂期頃に2回草刈りを行う。なお、雑草管理が不十分な畦畔におけるイネの出穂期以降の除草は、斑点米カメムシ類を水田内に追い込むことになり、被害が増大する恐れがある。やむなく除草を行う場合は、薬剤防除直前に実施する。
- (3) ほ場周辺の畦畔や雑草地にアカスジカスミカメが多い場合は、乳熟期頃(出穂7～10日後)に薬剤を散布する。穂揃い期に斑点米カメムシ類が確認できるほ場では、糊熟期頃(出穂16日後を中心とした出穂10～20日後の間)の防除が最も効果が高い。なお、発生が少ない場合は、畦畔からの額縁防除でも効果が期待できる(粒剤を除く)。
- (4) 粒剤を使用する場合は、乳熟期頃(出穂7～10日後)に薬剤を散布する。散布時期が早いと効果が劣るので注意する。なお、エチプロール剤(キラップ粒剤)は散布時期が異なるため、ラベルを参照すること。散布の際は田面に露出させない程度に湛水状態とし、畦畔等からの漏水防止を徹底する。
- (5) 有機リン剤単剤の防除は効果が劣る場合がある。
- (6) 畦畔や雑草地は、カメムシ類の越冬場所となるので、収穫後にも次年の防除対策として除草を行う。

(病害虫防除所)



斑点米カメムシ類

(左)アカスジカスミカメ (右)ホソハリカメムシ

滋賀県病害虫防除所ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/byogaichu/>

最新の発生予察情報やIPM、病害虫の見分け方などの関連情報を載せています。また農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。

詳しくは検索してください。

滋賀 防除所

検索

最新の情報は
こちらです!

<予察情報> 6月5日、6月19日、7月3日、7月18日、8月7日、8月28日
<防除情報・注意報・警報>は随時



「近江米生産・流通ビジョン」の概要について

近江米振興協会

◆はじめに

平成30年産米から、国の「新たな米政策」がスタートしました。今後は、行政による生産数量目標の配分がなくなり、農業者や産地は主体的に米づくりを行う必要があります。

また、主食用米の消費量が年々減少しているなかで、需要を確保するための産地間競争が一層激しくなるものと考えられます。

こうしたなかで、今後とも「近江米」に対する消費者や販売店などの高い評価を維持するとともに、本県農業の大宗を占める水田農業を守り、農家所得を確保するためには、近江米の流通実態や県内外の卸売業者等の意向・評価等を踏まえ「マーケットイン」を強く意識した米づくりへの転換をすすめる必要があります。

このため、近江米振興協会では、今後の近江米の生産・流通について、関係者一同が心をひとつにして取り組む指針として本ビジョンを策定しました。



全30頁からなる「近江米生産・流通ビジョン」

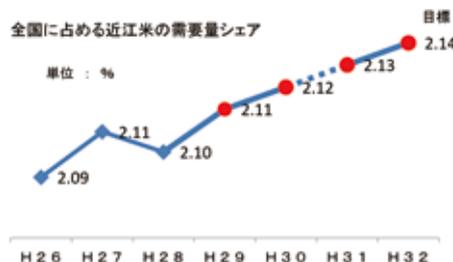
このビジョンをもとに、関係機関や団体が需要に即した生産を積極的に啓発・推進するとともに、集荷業者が行う生産者への「作付提案」などにつなげていくこととしています。

◆目標設定

ビジョンでは平成30年産からの概ね3年を計画期間として、平成32年産に向けて、2つの目標を設定しています。

まず第一は「全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア向上」です。

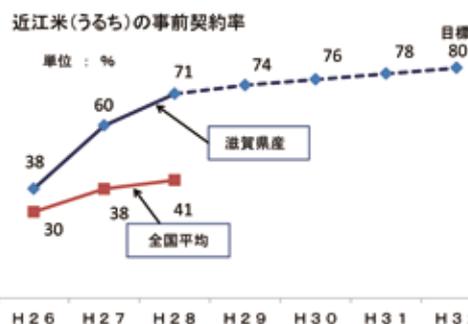
生産者の収益を確保しつつ、作付面積の減少幅を極力小さくし、全国に占める滋賀県の需要量シェアを維持・向上します。



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
シェア (①/②)	2.09	2.11	2.10	2.12	2.12	2.13	2.14
需要量 (千トン)	164	161	158	158	157	156	154
需要量 (千トン)	7,825	7,662	7,540	7,440	7,420	7,312	7,223

※需要量：農水省公表の主食用米需要量 (H29以降は計画・推計)

第二に「主食用米の契約栽培率の向上」です。播種前契約、複数年契約などの契約栽培を進め、安定した取引を加速します。



出荷数量に占める事前契約数量の割合、H26～H28は農林水産省公表値。事前契約は、複数年契約、播種前契約、収穫前契約をいう

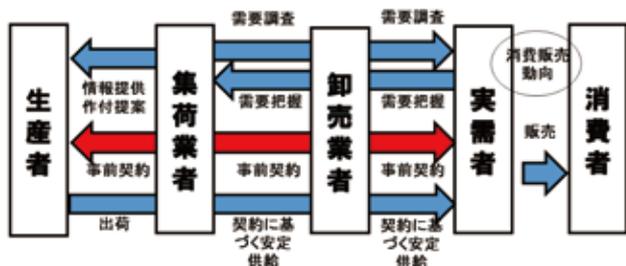
◆目標達成に向けた取組

(1) マーケットインの取組

今後、産地間競争に打ち勝つためには、新たな需要の確保とともに、消費者や流通関係者が求める品種や品質の米について、必要な量を供給するために、確実に生産し流通させる必要があります。

このため、卸売業者等との意見交換やPRの強化などによって需要の確保に努めるとともに、求められる品種・用途等を生産者にしっかりと伝え生産と供給のマッチングを図ります。

こうした取組とともに、播種前契約や複数年契約などの契約栽培を一層拡大し、生産者の経営安定と近江米の安定生産につなげます。

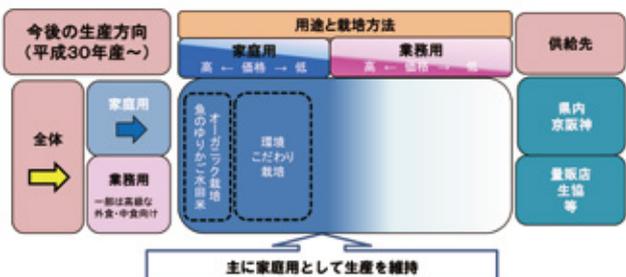


「マーケットインによる近江米生産」のフロー

(2) 品種別・用途別の販売ターゲットと作付の方向

近江米の生産実態や需要動向を踏まえ、今後の生産(作付面積)、用途および栽培方法について品種別に整理し、その方向性を示しました。

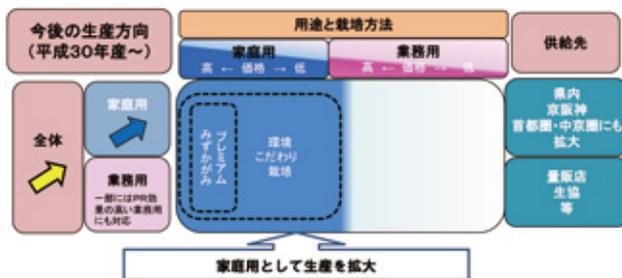
たとえば、「コシヒカリ」は主に「家庭用」として生産を維持します。また、「環境こだわり栽培」を推進し、その比率を高めます。食味を高位安定化し、食味ランキングでの「特A」評価を獲得するなど高品質生産を徹底します。環境こだわり農業の深化の象徴的な取組であるオーガニック(有機)栽培や魚のゆりかご水田米も推進します。供給先として県内をはじめ京阪神を中心に販売します。



「コシヒカリ」の用途別販売ターゲットと作付の方向

「みずかがみ」は「家庭用」として生産拡大を図ります。引き続き全量を環境こだわり米として生産し、食味ランキングにおける「特A」評価の連続獲得、プレミア

ム「みずかがみ」の生産など、一層の品質・食味向上を推進します。安定的に収量を確保する技術対策にも取り組みます。県内、京阪神に加え、首都圏・中京圏も視野に販路を拡大します。



「みずかがみ」の用途別販売ターゲットと作付の方向

(3) 近江米のPR戦略

県内の消費者に向けて、新たな需要を開拓するため、SNS等を活用した若い世代への情報発信を進めます。

京阪神の消費者に向けて、「安全、安心と美味しさ」と健康、琵琶湖を守る取組をテレビCMやトッププロモーションによりPR・情報発信します。卸売業者に向けて、業務用など需要に応じた生産の取組等をPRします。

首都圏の強い発信力を活かして、「ここ滋賀」等から全国に向けて近江米の魅力を発信します。

海外に向けては、JETRO滋賀と連携し、海外需要を探りながら、寿司米やバックライス等のプロモーションを実施します。

◆おわりに

国内のそれぞれの米産地では需要を確保するための取組が進められており、その競争はより激しさを増しています。

「近江米生産・流通ビジョン」はその荒波を超えていくための羅針盤となるものです。船を漕ぎ出す方向は定まりました。今後はどのようにその方向に進んでいくか具体的な取組が必要となります。近江米の関係者が心を一つにして、知恵を絞り、前へ進み、消費者等から長く支持される近江米ブランドとしてその地位を確固たるものにしていきましょう。



平成30年産 麦類の事前検査指導事項

近畿農政局滋賀県拠点

検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員に対して、以下の事項に留意しながら品位格付け等を行うよう指導を徹底。

1 受検者等への周知に関する事項

(1) 的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

- ①水分の高い麦を高温で急速に乾燥すると、熱損粒、硬質麦、たい色粒の発生及びビール大麦の発芽勢を低下させる等、品質を著しく低下させることとなる。

また、乾燥不足は麦の貯蔵性を悪くするとともに、加工適性に大きく影響することとなる。

- ②麦については、収穫適期が梅雨の時期に遭遇し、収穫適期の幅も非常に狭いことから、穀粒水分、送風温度、乾燥時間等に十分注意し適切な乾燥を行うとともに、仕上げ水分は戻り水分を考慮すること。

(2) 受検品の均質性の確保

- ①共同乾燥調製施設(以下「施設」という。)の荷受け時において、水分の測定や、発熱、異臭等の有無の確認を行うとともに、特に赤かび粒、発芽粒、麦角粒、なまぐさ黒穂病粒等の被害粒等の混入には細心の注意を払い、品質に応じた仕分けを徹底すること。

また、品質事故を防止する観点から、施設の乾燥能力に見合った計画的な荷受けを行うこと。

- ②調製段階において、品位に応じた適切な調製機器を使用し、細麦、被害粒等の除去及び均質化を図られるよう入念に調製を行うこと。

(3) 適正な荷造り・包装等の実施

- ①フレコンの点検及び清掃を入念に行うこと。
- ②フレコンの封印を行う場合は、農産物検査業務規程の「等級証印及び農産物検査員の認印の管理」及び「フレコンの封印方法」の項に定めるところにより行うこと。

(4) 検査請求書の記載方法

- ①農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領の制定について」(平成21年5月29日付け21総食第213号(総合食料局長通知(以下基本要領という))の国内産農産物の検査実施

マニュアルに定められた「検査請求書の記載方法」に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう、受検者に指導すること。

また、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認すること。

- ②品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を受けようとするものについては、検査請求書の備考欄に「数値」と記載するよう指導すること。

2 適正な農産物検査の実施に関する事項

(1) 適正な品位格付け

①赤かび粒

ア 麦類の赤かび病の病原菌であるフザリウム属の菌がデオキシニバレノール(毒素)を産生するとされていることから、農産物規格規程において、赤かび粒の混入限度を「0.0%」と定めており、細心の注意を払い判定すること。

イ 赤かび粒かアントシアン粒かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果に基づき判定すること。(別添参照)

②発芽粒、たい色粒

発芽やたい色した麦は低アミロ麦となり、二次加工適性を著しく損ねる原因となることから、的確に判定すること。

③異臭麦の判定

事前の品質予察等から異臭麦の発生が懸念される場合は、次の方法により複数の者で迅速に異臭の有無を判定すること。

ア 電動粉砕器等で粉砕する。(異臭の強いものは、この段階で臭う。)

イ 粉砕したものに湯を注ぐ。

湯の温度は70℃(熱湯を注ぐと臭いが瞬時に発散してしまう。)とし、湯の量は攪拌棒で攪拌しているうちにまとまってくる程度(粉の概ね4割程度)とする。

また、攪拌棒及び容器等は、臭いのするもの(割箸、プラスチック、紙コップ等)の使用は避ける。

ウ 嗅ぎ分けの間に臭いが薄くなってきたら、攪拌棒でイのまとまったものを攪拌し直す。

④熱損粒及び硬質粒

外観からは、判定しにくいので、状況に応じた単位ごとにパーリング等を行い確認すること。

⑤異物

土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならないとされており、このような異物が混入したものは検査を行わないこと。

(2) 適正な農産物検査証明の記載

- ①検査証明の内容及び記載事項について、農産物検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、チェックリスト等を作成し活用すること。
- ②品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を

発行する場合は、定められた様式を使用すること。

また、水分測定については、基本要領の標準計測方法、使用する検査機器として仕様・精度が確認されたものを使用すること。

3 検査結果報告書の期限に関する事項

登録検査機関は、農林水産大臣が定める期日までに報告書を農林水産大臣あてに提出することになっている。(法第20条)

報告書等については、滋賀県知事が定める期日までに滋賀県知事あてに提出すること。

(別 添)

赤かび粒の基準

規格規程第1の4の定義の8、同第1の5の定義の7及び第1の6の定義の7の「赤かび粒」を、各々の附の規定に従って適用する限界基準は、次によるものとする。

- (1) 赤色を帯びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帯びた部分が粒平面の1/4以上のもの。
- (2) 「赤かび粒」を適用する限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒(病害粒)とする。
- (3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。
- (4) アントシアンの取扱い

① 試験研究機関等の試験結果に基づき赤色又は赤紫色を帯びた部分が赤かびではなく、アントシアン(遺伝的に赤色又は赤紫色を帯びた粒。以下同じ。)であると判定され、その発現の状況、形状等の特性が明らかなものについては、赤かび粒又は被害粒として取り扱わない。

② アントシアンか否かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果等に基づき判定する。

③ アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の1等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行うものとする。

【大麦のアントシアン】



* 赤かび粒については、サーモンピンク色の粉状のかびを生じ、粒の表面がかびでザラついているのに対し、アントシアンによる赤色粒については、光沢があり、表面はつるつるして、芒の延長線上に着色が認められ、基部に集積する。



農業者のための労災保険制度について

～農業者の方へ労災保険制度を周知しましょう～

JA滋賀中央会

1. 農業者のための労災保険制度

労働者(従業員)を雇用すれば、使用者には労働者の安全を守るための様々な責務を果たす必要がありますが、このうち、労災保険(労働者災害補償保険)は、業務上の事故と通勤災害に対して使用者に代わり国が労働者への災害補償を行う制度です。農業者の場合の労災保険の適用は次のとおりとなります。

(1) 雇用する労働者に対する労災保険【一般加入、一般企業と同じ】

一般加入は、雇用する労働者(*)が対象になり、次の事業所に適用されます。

(*) ①使用者の指揮命令に従って労務を提供し、②労働の対価として賃金が支払われている者で、常用、臨時、パートタイマーやアルバイトなど雇用の形態に関係なく、その事業に使用されている者。

	雇用労働者	労災保険の適用	
法人経営	1人以上	強制適用	労働者を1人でも雇用していれば業種・規模にかかわらずに強制適用となります。
個人経営	5人以上	強制適用	
	5人未満	任意適用	労働者が5人未満でも次の場合は加入しなければなりません(強制適用となります)。 * 個人事業主が特別加入している場合 * 使用する労働者の過半数が希望したとき

(2) 農業経営主や家族従業員、法人の役員と従事分量配当制の農事組合法人の構成員に対する労災保険【特別加入】

農業の場合には、加入要件を満たした者(法人等の団体に判定します)が、「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」、「中小事業主等」の3つの区分のいずれかに特別に任意加入することができます。

2. 労災保険と保険・JA共済で万全な補償を

保険事故による社会保険の適用区分は下図のとおりですが、原則として、労災保険は業務災害と通勤災害に対応するもので、業務外の災害には健康保険が適用されることに留意する必要があります。

また、労災保険は労働基準法に規定された災害補償責任を国が補償するものですが、この他にも安全配慮義務、使用者責任や生活保障義務などの責任が事業主に課せられます。JA共済や保険との組み合わせにより、これらのリスクに対応していく必要があります。



* 第2種特別加入(特定農作業従事者等)は、一定の業務災害が補償され、通勤災害は対象範囲外となる。

☆詳細については、「JAグループ滋賀労働保険事務組合」(JA滋賀担い手サポートセンター内 ☎077-523-3301)までお問い合わせください。



近江米「みずかがみ」パックライスの中国向け輸出にチャレンジ始動!

滋賀県食のブランド推進課

1 コメの海外への輸出状況

日本全体のコメ輸出額については堅調に増加しており、平成30年1～2月には43億円で対前年同期比の122%となっています。輸出相手国について、多い順から香港、シンガポール、アメリカ、台湾、オーストラリア、イギリス、中国となっています。

人口が多く、潜在需要が多い中国については、コメ輸出に関しては、植物検疫上、中国指定施設が限定されるとともに、外国産米に対する関税が65%と高いため、日本から中国への輸出量は非常に少ない状況にあります。

(平成28年コメ輸出量は9,986トン、うち中国は375トン(3.8%)、1位は香港で3,342トン(33.5%))

2 中国向け輸出の取組みについて

滋賀県では「滋賀県農畜水産物輸出戦略」(H28.3)を策定し、これらの輸出を推進しているところですが、平成29年7月、JETRO(日本貿易振興機構)滋賀貿易情報センターが開設され、貿易、海外販路開拓などに関して幅広い支援をいただけるようになりました。

同じく、JETROでは農水省の補助金を受け「包装米飯の中国向け市場の拡大事業」を実施しており、JETROとの連携事業として「みずかがみ」包装米飯を販売するJAグリーン近江とJETRO滋賀、滋賀県の三者が当該事業に取り組みを始めました。

3 中国上海市での取組みについて

(1) 上海事前調査について

昨年8月17日～19日にかけて上記三者の担当職員が、在上海の百貨店、スーパー等5社を訪問し、滋賀県産「みずかがみ」の包装米飯の中国輸出に向け、その販売状況や輸出への課題等についてヒアリング調査を実施しました。

- ・上海での包装米飯はまだ認知度が低いですが、今後、認知が進もうとしているところ。
- ・価格については1パック20元(約320円)、3パック50元(約800円)前後であれば問題ない。
- ・「みずかがみ」包装米飯については、「環境こだわり農産物」での「安全・安心」を売りにして、「特A」の表示を全面的に出すようなプロモーション活動が望ましい。
- ・バイヤー側の「みずかがみ」への印象は総じてよい。

(2) 今後のプロモーションについて

近江米「みずかがみ」包装米飯は、関係者の努力の結果、本年3月末から上海市の百貨店等での販売が開始されました。今後、現地での店頭プロモーションやレストラン関係者との意見交換等を行いながら、滋賀の代表的な農産物である近江米「みずかがみ」の輸出拡大を通じて滋賀県のブランド力向上を図っていきたいと考えています。



シティスーパーでの店頭



久光百貨店での商談



久光百貨店での店頭



パックライスを使用したどんぶり

お知らせ

～県産農畜水産物の海外への販路開拓を支援します～ FOOD BRAND OH!MI海外プロモーション事業補助金のご案内

県産の農畜水産物またはその加工品について、海外の展示商談会等に出展する経費、海外市場調査にかかる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。詳しくは、滋賀県食のブランド推進課マーケティング係までお問い合わせください。

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/index.html> TEL 077-528-3892 メールアドレス gc01@pref.shiga.lg.jp



平成30年産「良品質麦づくり」をめざして 研修会を開催される



近江米振興協会CE特別部会は、去る5月28日(月)大津市滋賀県農業教育情報センターにおいて、平成30年度共同乾燥調製施設設置農協の担当課長及びオペレーターを中心に、関係機関の指導者など30数名の関係者が一堂に集い、西日本有数の産地として、一層の良品質麦づくりを目指して研修会を開催しました。

研修では、始めに全農滋賀県本部園芸農産課堀担当から「最近の麦類の流通情勢について」の報告をいただきました。

報告の中で29年産民間流通麦の集荷については、北海道産・府県産ともに、降雨の影響により前作の大豆の収穫作業が遅れたことにより、全国的にばらつきが生じ、播種作業の遅れや一部で播種作業が出来ない所も見られた。(全国計で7千haの減)

しかし、全国的に概ね天候に恵まれたことから、生育は順調に推移し、10a当たりの収量は一部の地域を除いて平年並から平年を上回る結果となり、JAグループの集荷数量は4麦合計で909千トンとなっている。

販売状況は、小麦については、4月末までの販売累計実績は361千トンで前年より28千トン多く販売進度は45%となっている。

小粒大麦・大粒大麦・はだか麦については、概ね前年並みの37千トンの販売実績となっている。

一方、30年産麦について、実需者より購入希望数量の提示を受けたところ、4麦とも購入希望数量が多く、いずれも逆ミスマッチとなり、合計で86千トンの逆ミスマッチとなっている。

次に県内情勢として、29年産の民間流通麦の集荷数量は播種前契約数量4麦合計19,143トンに対し17,579トンとなり播種前契約数量を下回った。

販売状況は4月末で9,737トンで販売進度は55%(前年比128%)となり、販売価格は入札基準価格が下がったことにより、前年を下回った。

続いて実需者側の話として、奥本製粉(株)生産部製粉業務チーム黒川祥央氏から、「滋賀県産小麦への期待」と題し講演を頂きました。

会社概要説明から求められる小麦とは何か、小麦の用途、国内産小麦の課題、当社が求める国内産小麦等々の講演を頂き、国内産小麦で求める物



講演中の黒川さん

は、①水分が少ない、②灰分が低い、③用途に適合した蛋白、④容積重が高い、⑤形質の健全性(発芽粒の防止)との話をして頂き、滋賀県産小麦の用途としては「農林61号」は輸入麦(中力小麦)との一部混合挽砕し、菓子用、総菜用として使用し、「ふくさやか」は麺用小麦粉として流通しているとの事。

又、滋賀県で新たに出来た品種「びわほなみ」も滋賀県特有の銘柄として、試験結果も良好なデータが出ているので期待をしていると話されていました。

国内産小麦 ～生産～

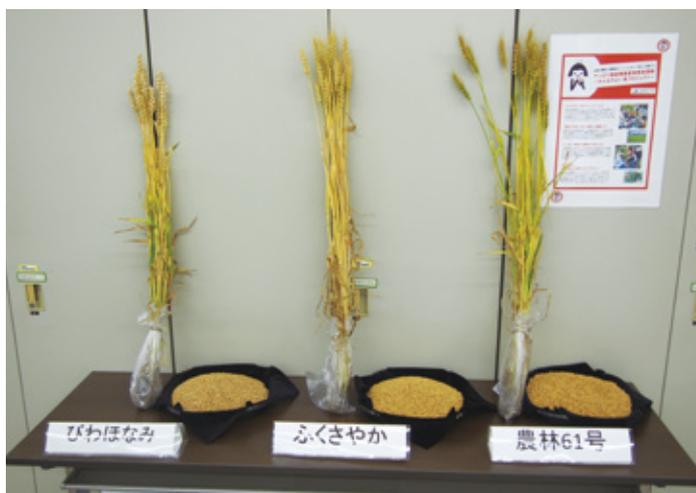
都道府県	生産量(28年産)	銘柄	生産量(28年産)
①北海道	621,335ト	①きたほなみ	483,929ト
②福岡	44,168ト	②ゆめちから	61,881ト
③佐賀	28,688ト	③春よ恋	50,823ト
④群馬	23,222ト	④さとのそら	48,702ト
⑤愛知	23,065ト	⑤シロガネコムギ	40,728ト
⑥埼玉	18,598ト	⑥チクゴイズミ	31,470ト
⑦滋賀	17,327ト	⑦きぬあかり	19,811ト
⑧三重	15,752ト	⑧農林61号	16,820ト
⑨茨城	13,761ト	⑨あやひかり	13,217ト
⑩熊本	13,062ト	⑩ミナミノカオリ	12,052ト
全国計	885,487ト	全国計	885,485ト

※集計処理の関係で全国計の数量は合致していない。
資料：農林水産省「平成28年産麦の農産物検査結果」

黒川さんの講演資料より

最後に滋賀県農業技術振興センター栽培研究部の小嶋俊彦氏から「小麦新品種「びわほなみ」と本県産麦の生育状況について」と題して講演を頂きました。

滋賀県の麦類の品種別作付割合は小麦「農林61号」が68%、「ふくさやかが」21%とこの2品種で約90%の作付割合である。特に「農林61号」は穂発芽しにくく、収量は安定しており、実需者との結びつきもあり、一定の評価はして頂いているが、栽培上の課題として、成熟期が遅い、倒伏しやすい、又加工適性の課題として篩抜けが悪い、灰分が高い、製麺適性が悪い等々があつて、小麦の奨励品種候補として、早生・多収で加工適性に優れた新品種「びわほなみ」が選定されました。



特性として、「農林61号」と比較して出穂期は3～4日早く、稈長は約9cm短く、耐倒伏性に優れており、成熟期の穂は白ふで芒はほとんど無く、穂数は約20%多く、子実重も28%多く、多肥栽培ではさらに増収する。

硝子率は高いが、農産物検査の規格上の問題はあまりなく、外観品質は同等であると言う結果が出ており今後実需者との話し合いもあるが、「農林61号」から「びわほなみ」に品種転換される可能性がある。等々の研修を受けました。

以上の事から、実需者が求められている「良品質麦づくり」を進めるために、現場での生産指導が如何に重要であるかを再認識した研修会となりました。



スケジュール

参加申し込み

8/17(金)まで

米の出品

9/14(金)まで

募集要領

<p>参加資格</p> <p>安全安心でおいしい近江米づくりに取り組む県内在住の農業者または農業者団体</p> <p>・以下の全ての要件を満たす米であること。</p> <p>ア 滋賀県内で栽培されたもの</p> <p>イ 環境こだわり栽培基準で生産されたもの</p> <p>ウ 栽培履歴が明確なもの</p> <p>エ 滋賀県農作物病害虫連年防除基準を遵守したもの</p> <p>・参加点数 1生産者あたり「みずかがみ」1点</p>	<p>ほ場管理および生産履歴等の記録</p> <p>参加者は、参加申し込み時に栽培管理状況を「生産履歴書」に記入し、米の出品時にサンプル袋へ貼付する。</p>	<p>審査方法</p> <p>第1次審査 生産履歴審査として参加資格の要件を確認します。</p> <p>第2次審査 外観品質および食味成分の審査として機器による外観品質測定および食味分析で判定します。</p> <p>最終審査 第2次審査で選出した全体上位11点について(外観・香り・味・粘り・硬さ)を指標に(一財)日本穀物検定協会で食味官能審査を行い、その総合評価により順位を決定します。</p>
<p>参加申込方法</p> <p>参加希望者は、参加申込書に必要事項を記入し、出荷契約先(JAまたは滋賀県主食集荷商業協同組合等)へ提出する。</p>	<p>米の出品</p> <p>出品する米は、出荷される状態の「玄米500グラム」とします。なお、最終審査に選出された方には、食味官能審査用に別途「玄米2キログラム」を提出して頂きますから、その旨ご承諾願うとともに、保管しておいてください。</p>	<p>表彰</p> <p>次の賞を授けます。最終審査により順位付けされた中から</p> <p>最優秀賞1点 優秀賞3点</p> <p>第2次審査により決定した各支部最上位者に優良賞7点以内</p>
<p>その他</p> <p>外観品質・食味分析結果は出品者に報告します。出品された玄米についての返却はいたしません。(産米助け合い運動等に提供させていただきます。)</p>		

主催：近江米振興協会 (お問い合わせ：TEL.077-523-3920)

後援：滋賀県 滋賀県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会滋賀県本部 滋賀県主食集荷商業協同組合